

入院のご案内

-入院に際しての準備と、入院中の生活についてのご案内です。-

様

松本協立病院

〒390-8505 松本市巾上9-26

TEL0263-35-5300 FAX36-0370

HomePage

<http://www.chushin-miniren.gr.jp>

Mail to info@chushin-miniren.gr.jp



患者さんに快適な入院生活を送っていただけるよう、職員一同心がけております。不安なことや不明な点がございましたら、遠慮なく職員にお尋ねください。

入院案内目次()

| 項目 | ページ |
|--|------|
| あなたの入院日は | 1 |
| 入院時にご用意していただくもの | 面会時間 |
| 入院生活示 | 3 |
| (1) 病室 (2) 駐車場 (4) 喫煙 | 4 |
| (5) テレビ・ラジオのご利用 (6) 売店の営業 (7) 携帯電話 (8) 心配事の相談 9 (10) 病室の氏名表 | 5~7 |
| 院内の案内図(避難経路) | 7 |
| 松本協立病院「患者の権利」 | 8 |
| 別刷 入院費について 個人情報保護に関するお知らせ 諸制度の適用について その他() | |

入院時に用意していただく物

(私物すべてに記名をお願いします)

- (1) 入院申込書 保険証 老人保険証 その他減額証明書
他病院の退院証明書(以前に入院がある場合) 介護保険被保険者証
(以上は病棟事務に提示してください)
- (2) 洗面用具一式(石鹸・シャンプー・ブラシ等)
- (3) 湯飲み茶碗 箸 スプーン
- (4) ゴミを入れるビニール袋(スーパー等の買い物袋)
- (5) パジャマまたは寝巻き 下着類 ガウンなど羽織るもの
はき物(運動靴など) タオル バスタオル
- (6) 内服中の薬(他院から処方された薬も含めて) 薬剤情報(あれば)
(以上は病棟看護師に渡してください)
- (7) **※入院中の紙オムツは当院で用意させていただきます。**

面会時間について

<一般病棟>

毎 日 午後1時～午後8時
土曜・日曜・祝日 午後1時～午後7時

<ICU(集中治療室)>

ご家族に限らせて頂いております。

- ☆ 面会は患者さんの療養を考え、一般病棟は30分以内でお願いします。
- ☆ 同室の患者さんの安静を保つ上で、面会は可能な限り談話室をご利用ください。
- ☆ 小さなお子さんは抵抗力が弱いので、面会をご遠慮ください。
- ☆ 食べ物のお見舞いや、同室者への配り物などは治療の妨げとなる場合がありますのでご遠慮ください。

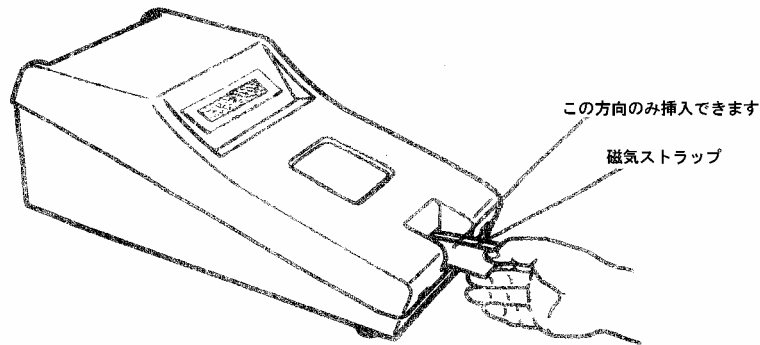
入院生活について

(1) 病室について

当院では、差額室料はいただいております。個室利用や部屋の決定は、患者さんの病状にあわせて行っております。お部屋・病棟を変わっていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 駐車場について

病院駐車場には入院患者さんの車を置くことは出来ません。☆ご家族および面会者の駐車料金は30分を超えると有料になります。(30分以上1時間まで300円、それ以降1時間につき300円)



☆付き添いが2時間以内の方は、病棟の割引ライター（駐車場チケット割引書込み器）をご使用いただくことができます。

☆付き添いが2時間を越える方は、付き添い者専用「駐車定期券」を発行し、専用駐車場をご案内いたします。

☆いずれも許可制となっておりますので、病棟の看護師にご相談ください。

(3) 現金、貴重品の管理（重要）

防犯上、多額の現金および貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。

☆やむを得ない場合は、ベッド床頭台（衣装ダンス）の簡易金庫をご利用いただき、病室を離れる際は必ずカギ（ヒモ付）をかけて各自で管理をお願いします。



☆総務課でお預かりすることもできますので、病棟看護師にご相談ください。

☆院内にはこの他貴重品ロッカーが設置してあります（2階エレベーター横、リターン式で100円硬貨使用）。引出しに入らないものなどにご利用ください。



(4) 当院は全館・敷地内禁煙です。

一日も早い健康回復のため、今回の入院をきっかけとして禁煙を心がけましょう。

(5) テレビ・ラジオのご利用

テレビ・ラジオは各ベッドにあります。ご利用の際は必ずイヤホンをお使いください。

☆テレビは有料です。テレビカードをお買い求め下さい。各階の自動販売機・1階売店にあります。1枚1,000円（900分/15時間）で払い戻し

は出来ません。

☆イヤホンは売店で販売しております。ラジオ用420円、テレビ用316円です。

(6) 売店の営業

平日 午前8：15～午後6：15
土曜日 午前8：15～午後4：15
日曜・祭日 お休み

(7) 携帯電話（通話・メール送受信）

携帯電話での通話は指定された場所でご使用願います。

病室（ICUを除く）ではメールのみ可能です。病院内では指定区域以外は、電源OFFにしてください。指定区域でのご利用の際は、他の患者さんのご迷惑にならないようご配慮願います。

(8) 心配事の相談

病気や入院に関連して起こる様々な問題（入院費の心配・医療福祉制度の活用等）は入院事務・医療福祉相談員が担当いたしますので、お気軽にご相談ください（詳細別紙）。なお、治療に関する不安やご質問などは、医師や病棟スタッフにお気軽にお尋ねください。



(9) 安全・安心な入院生活をおくっていただくために

当院では医療事故を防止し、安全な医療を提供するために病院全体で取り組みをしています。その一環として以下のご協力をお願いしております。

【リストバンド装着のお願い】

治療や検査の際、ご本人であることを確認するために使用いたします。入院患者さんには趣旨をご理解いただいた上で着けさせていただきます。患者さんと一緒に確認しながら装着し、退院時に看護師がはずします。外泊、外出等の際には再装着させていただきます。



【転倒事故を防ぐために】

治療・検査・手術による影響や環境の変化により「転倒」の危険が増加します。この案内書の最終ページに転倒事故を防ぐための具体的手立てを載せてありますのでご参照ください。

(10) 病室の氏名表示について

病室入り口の患者さん氏名は、間違いを防ぐために表示させていただきます。お困りの方は病棟スタッフへお申し付けください。尚、関連項目として、8ページの「患者さんの個人情報保護についてのお知らせ」および別刷の「個人情報の取り扱いについて」をご覧ください



2階ご案内

火災や地震などの緊急時の避難にはエレベーターの使用はできません。病棟のスタッフが避難経路を誘導いたしますので指示に従ってください

東棟



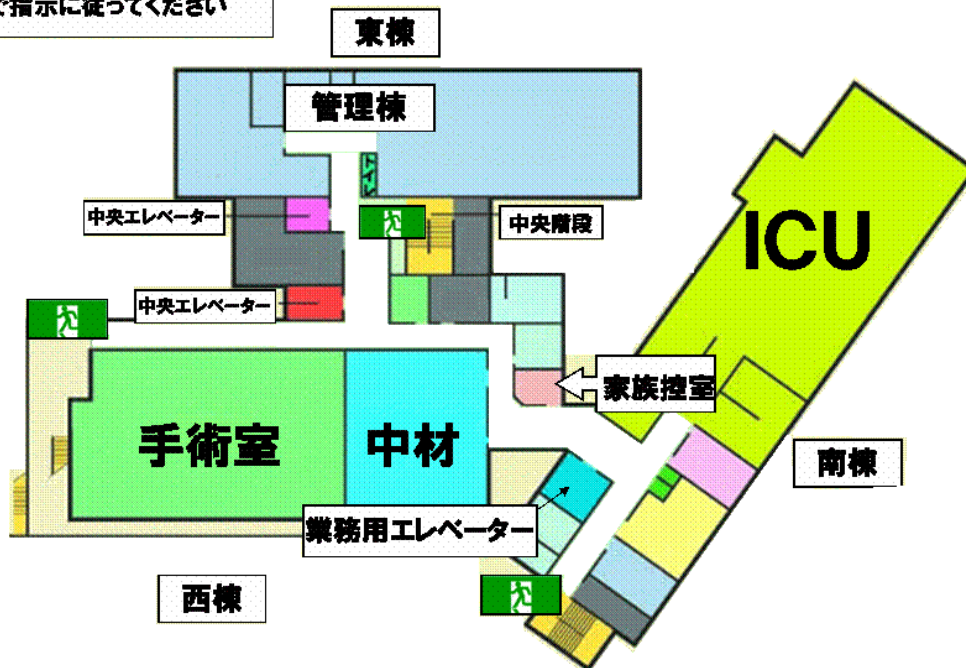
3階ご案内

火災や地震などの緊急時の避難にはエレベーターの使用はできません。病棟スタッフが避難経路を誘導いたしますので指示に従ってください



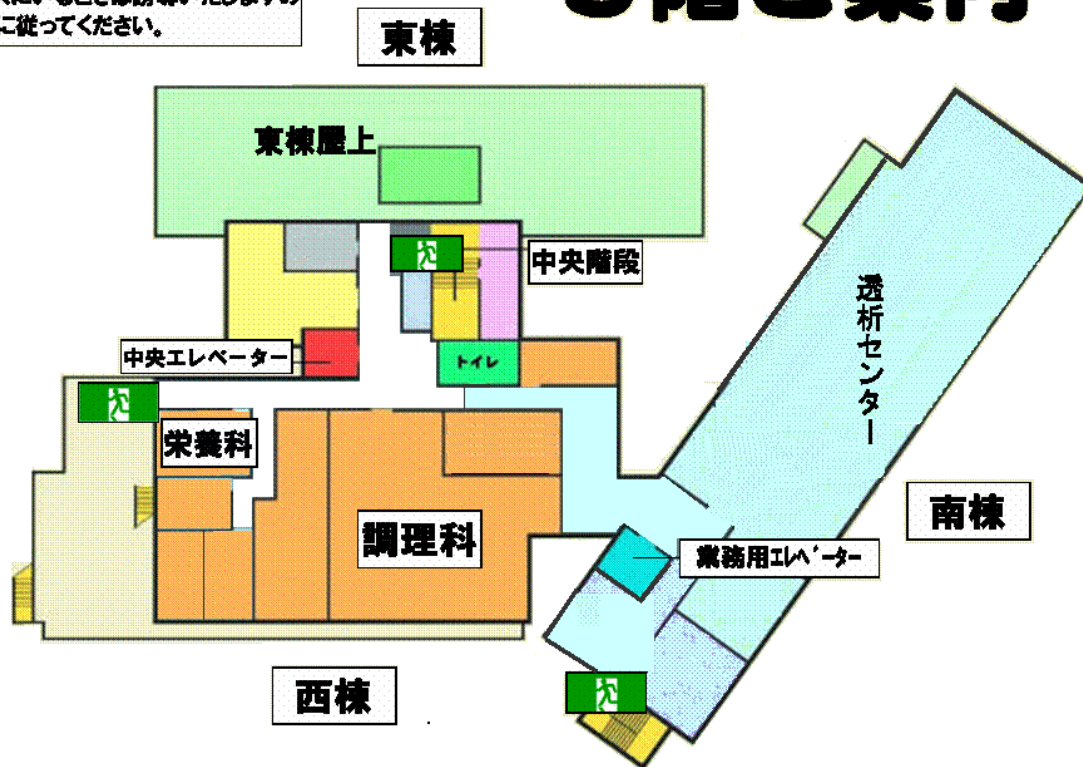
4階ご案内

火災や地震などの緊急時の避難にはエレベーターの使用はできません。病棟スタッフが避難経路を誘導いたしますので指示に従ってください



火災や地震などの緊急時の避難にはエレベーターの使用はできません。あらかじめ、避難経路をご確認ください。職員が近くにいるときは誘導いたしますので指示に従ってください。

5階ご案内



- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
- 7.

入院患者さんへ

スリッパやサンダルはやめましょう

スリッパやサンダルは脱げやすく、思わぬ所でつまずいたりしやすいので靴を履きましょう。



ベッドからの起き上がり、夜のトイレは足元に注意して

ベッドからの起き上がる時、特に夜間にトイレに行く時は足元に十分注意しましょう。
枕もとの灯りをつけて移動しましょう。



手すりや杖を利用しましょう

廊下や階段は手すりを持って移動しましょう。
大丈夫と思っているつもりでも体力は落ちていきます。



足元がふらつく作用がある薬を飲んでいませんか？

眠れない時の薬を飲むと体に力が入らないときがあります。
寝る仕度をすませてから、飲みましょう。



当院では入院費のお支払いは原則退院日当日となっております

当日お支払いできない場合でも退院から 2 週間以内を期限とさせていただきます。退院日前日までに概算額をお知らせいたしますが、もし退院当日にお支払いできない場合や支払い困難な場合は病棟担当事務までご連絡下さい。

①入院費の負担は以下のとおりです。

※社会保険本人 3 割負担 ※社会保険家族 3 割負担

※国民保険 3 割負担 ※退職者国保 3 割負担

※義務教育就学前の方 2 割負担

※一定以上所得者

3 割負担（但し 1 ヶ月の限度額は 80, 100 円 + 1%）

{(総医療費 - 267000 円) の 1% を加算}

※一般

1 割負担（但し 1 ヶ月の限度額は 44, 400 円）

上記以外に食事療養費が一食 260 円かかります。入院料は一日単位ですので
ご了承下さい。

②下記については実費負担になります。

- ・ 貸病衣上下（各 105 円）
- ・ 紙おむつ（一枚 53 円～179 円）
- ・ T 字帯（231 円）
- ・ その他保険診療上でないもの（詳細につきましては看護師もしくは事務より説明をいたします）
- ・ 付添寝具（一日 368 円）
- ・ 寝巻き（3150 円）
- ・ 書類等の代金（入院証明書は 4200 円）

③入院費のお支払について

お支払いは1階総合受付の会計窓口に請求書を添えてお願いします。

※月末まで一ヶ月分は翌月10日前後にご請求します。

※退院時は、退院日までの分をご請求いたします。

※医療費の概算については、退院前日の午後、お部屋へお持ちいたします。

2008 4

入院費やその他の制度についてのご相談は、入院事務、医療福祉相談室（ケースワーカー）へお声をかけてください。

- ① 保険者に申請することで交付されます。「限度額適用認定証」を提示頂くと、高額医療費分の窓口負担が無くなります。申請をお願いします。詳細は別紙ご参照下さい。

被保険者が、1月内に支払った医療費（食事の自己負担をのぞく）が一定額（*）を越えた場合、その越えた額が申請により戻ってきます。領収書・印鑑・ご自分の銀行口座番号を用意して、該当保険者（社会保険事務所・自治体国保課など）に申請して下さい。

（*）所得に応じる一定額

①一般：80,100円+1%

③上位所得者：150,000円+1% 目安は標準報酬月額53万以上

④

市町村民税非課税世帯であれば入院費の自己負担が軽減されます。

の申請をお願いします。すでに資格をお持ち

の方は認定証を病棟の受付で提示してください。

| | |
|---------|--------------------------|
| 一定以上所得者 | 1ヶ月80,100円+一定額を越える医療費の1% |
| 一般 | 1ヶ月44,400円を限度 |
| ※ | II 1ヶ月24,600円を限度 |
| | I 1ヶ月15,000円を限度 |

入院医療費の1ヶ月の自己負担額（食事代は別）は下記のように軽減されます。

食事代は下記のようになります。

| | | |
|-------|-------|------|
| 一般 | 1食 | 260円 |
| ※ | 一般 1食 | 210円 |
| ※ | 一般 1食 | 160円 |
| 70歳以上 | | |
| ※ | II 1食 | 210円 |
| | I 1食 | 100円 |
| ※ | II 1食 | 160円 |
| | I 1食 | 100円 |

対象になる方は申請手続きを各市町村役場にておこなってください。

申請手続きに必要なもの

.

手続きが済むと市町村役場から が交付されますので、その認定証を病棟の受付までお持ちください。認定証の交付された月の1日から適用されます。手続き等でご不明の点は、各市町村役場へお問い合わせください。

「身体障害者手帳とは」 身体障害者手帳は身体障害者福祉法に基づくさまざまな福祉制度を利用するためのパスポートの役割を持っています。

- ・ 視覚障害 ・ 聴覚障害 ・ 音声機能障害 ・ 言語機能障害
- ・ そしゃく機能障害
- ・ 肢体不自由（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前非進行性の脳病変による運動機能障害）
- ・ 心臓機能障害 ・ じん臓機能障害 ・ 呼吸機能障害
- ・ ぼうこうまたは直腸機能障害 ・ 小腸機能障害 ・ 免疫機能

上記の機能に永続する障害があり障害等級に該当する方が対象です

×

- I 医療費の福祉医療
- II 自立支援医療
- III 税金の控除
- IV 障害の種類によって各種サービスがあります
- V 身体障害者福祉法以外にも、電車、バス、飛行機など割引料金で利用することもできます

国が公費補助の対象とする45の特定疾患以外にも、長野県の単独事業としてウイルス性肝炎、溶血性貧血、汎発性血液凝固、遷延性意識障害などの治療が公費補助の対象となります。詳しくは病棟事務か医療福祉相談室までお問い合わせください。